

平成 2 4 年度  
指導 監査 等 結果 報告 書

三重県健康福祉部福祉監査課

# 目 次

## 平成24年度指導監査等の結果概要

	ページ
1 社会福祉法人及び社会福祉施設	1
2 介護保険事業者	7
3 障害福祉サービス事業者	20
4 行政監査	23
5 その他	24

## 平成24年度指導監査等の結果概要

### 1 社会福祉法人及び社会福祉施設

#### (1) 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査

「平成24年度指導監査実施方針」の重点事項を中心に、指導監査を実施し、改善を図りました。

(平成24年度指導監査実施方針の重点事項)

- ① 法人運営関係 (適正な法人運営の確保がされているか等)
- ② 施設整備関係 (資金計画・契約手続等が適切であるか等)
- ③ 施設等運営関係 (適正かつ明確な会計事務処理が行われているか等)
- ④ 施設利用者等への処遇 (特性に応じた個々の処遇、職員人権研修の充実、身体拘束・虐待防止に努めているか等)
- ⑤ 安全対策 (避難訓練等が十分に行われ、非常災害の際の利用者の安全対策が確保されているか等)

#### (2) 実施状況

指導監査の実施状況は、次のとおりです。

##### ① 社会福祉法人

区 分	実 施 数	対 象 数
社会福祉法人	136	270
社会福祉協議会	7	29
計	143法人	299法人

(注) 対象数は、年度当初の法人数です。

##### ② 社会福祉施設

区 分	実 施 数	対 象 数
生活保護施設	1	3
婦人保護施設	0	1
児童福祉施設	63(うち保育所55)	453(うち保育所425)
老人福祉施設	86	332
障害者支援施設	22	41
計	172施設	830施設

(注) 対象数は、年度当初の施設数です。

### (3) 指摘状況

指導監査による改善指摘状況は、次のとおりです。

#### ① 社会福祉法人関係（市町社会福祉協議会を除く。）

指導監査を実施した136法人のうち、131法人に対し、1,008件の指摘を行いました。内容は次のとおりです。

##### ア 組織運営に関するもの 364件(36.1%)

- ・ 理事会の要議決事項にかかる審議が未実施である。
- ・ 定款の不備又は実態と乖離している。
- ・ 理事会、評議員会の議事録の記録及び保存が不適切である。
- ・ 役員等の選任に係る手続きが不適切、選任関係書類が未整備である。
- ・ 役員報酬等の不正な支給がある。

##### イ 事業に関するもの 4件(0.4%)

- ・ 定款上の事業と実際行われている事業が不一致

##### ウ 管理に関するもの 640件(63.5%)

##### うち会計処理関係 478件(74.7%)

- ・ 経理事務処理が不十分である。
- ・ 経理規程が未整備又は実態と乖離している。
- ・ 決算関係書類が不適切、誤りがある。
- ・ 入所者預り金の取扱いが不適切である。
- ・ 寄附金の取扱いが不適切である。

##### その他 162件(25.3%)

- ・ 資産総額等が未登記又は登記遅延。
- ・ 苦情解決の仕組みが未整備、又は不十分である。
- ・ 防災対策の取組が不十分である。

#### ② 社会福祉協議会関係

指導監査を実施した7社会福祉協議会のうち、6社会福祉協議会に、38件の指摘を行いました。

内容は次のとおりです。

##### ア 組織運営に関するもの 15件(39.5%)

- ・ 監事監査の実施状況が不十分である。
- ・ 定款準則の変更に伴う手続きがされていない。

##### イ 事業に関するもの 0件(0.0%)

ウ 管理に関するもの 23件(60.5%)

- ・ 会計処理の状況が不十分である。
- ・ 決算事務に不備がある。

③ 社会福祉施設関係

指導監査を実施した172施設のうち、158施設に659件の指摘を行いました。内容は次のとおりです。

ア 適切な入所者処遇の確保に関するもの 204件(31.0%)

- ・ 苦情処理窓口が未設置等、苦情解決の体制が整備されていない。
- ・ 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等への対応が不十分である。
- ・ 給食における必要な栄養所要量の確保が不十分である。

イ 施設運営の適正な実施の確保に関するもの 455件(69.0%)

- ・ 就業規則や給与規程等の諸規程と実態が乖離している。
- ・ 職員処遇において労働関係法が遵守されていない。
- ・ 消火避難訓練が不十分である。

表1 社会福祉法人の指摘項目及び件数（市町社会福祉協議会を除く。）

社会福祉法人	指 摘 項 目	指 摘 件 数
実施 136法人 指摘 131法人	I 組織運営	364 (36.1%)
	1 定款変更等の状況	58
	2 役員等の構成の状況	159
	3 理事会の状況	104
	4 評議員会の状況	18
	5 監事監査の状況	25
	II 事業	4 (0.4%)
	1 社会福祉事業の実施状況	3
	2 公益事業の実施状況	1
	3 収益事業の実施状況	0
	III 管理	640 (63.5%)
	1 人事管理の状況	14
	2 資産管理の状況	64
	3 会計処理の状況	478
4 その他	84	
計	—	1,008 (100.0%)

表2 社会福祉協議会の指摘項目及び件数

社会福祉協議会		指摘項目	指摘件数
実施 指摘	7 社会福祉協議会	I 組織運営	15 (39.5%)
	6 社会福祉協議会	II 事業	0 (0.0%)
		III 管理	23 (60.5%)
計		—	38 (100.0%)

表3 社会福祉施設の指摘項目及び件数

指摘項目	適切な入所者処遇の確保			施設運営の適正な実施の確保			計
	処遇の充 実	生活環境 の確保	自立支援 援助 その他	運営体制 の確立	職員確保 、処遇充 実	防災対策 の取組 その他	
生活保護施設	2	0	0	0	0	1	3
婦人保護施設	0	0	0	0	0	0	0
児童福祉施設	69	7	2	8	96	63	245
老人福祉施設	105	6	0	165	19	56	351
障害者支援施設	10	0	3	16	3	28	60
計	186	13	5	189	118	148	659
実施172施設	28.2%	2.0%	0.8%	28.7%	17.9%	22.4%	100.0%
指摘158施設	204 (31.0%)			455 (69.0%)			

(注) 児童福祉施設には、保育所及び障害児施設を含みます。

#### (4) 確認監査

指導監査において指摘した不適切事項については継続的な指導を行い、法人に自主的な改善を求めています。

平成24年度は、25法人に対し確認監査を行い、改善状況を確認するとともに、改善が不十分な場合は、改善ができない理由及びその原因を究明し、改善に向けた指導を行いました。

#### (5) 特別監査

平成23年度の一般監査で、松阪市内で特別養護老人ホーム、ケアハウス等を運営する社会福祉法人太陽の里において、使途不明金等の不適切な取扱いが認められたため、監査結果通知により改善勧告を行い改善結果の報告を求めました。

提出された改善結果報告が不十分で改善に至っていなかったことから、特

別監査を実施した結果、理事長による法人資金の法人外流用・貸付等著しく適正を欠く法人運営が認められました。この不祥事に対して、社会福祉法に基づく措置命令を行った結果、経営陣は責任を認め総辞職し、新執行体制により法人運営の適正化が図られました。

(6) その他（市への権限移譲について）

平成23年8月の社会福祉法の改正により、平成25年4月1日から社会福祉法人認可事務と法人指導監査の権限が、一部市へ権限移譲されることになりました。このため、法人役員等に権限移譲に関する説明会を行うとともに、市に対し、移譲に伴う事務処理の研修会を開催し、権限移譲が円滑に進むよう支援しました。

- 平成24年5月23日に開催した社会福祉法人役員及び幹部職員研修会において、権限移譲について説明しました。
  - ・対象法人 304法人中286法人が出席（平成24年5月1日現在）
- 市担当者会議（研修会）を開催し、法制度や事務処理等の説明を行いました。

	開催日	出席者数
第1回研修会	平成24年 5月23日	27名
第2回 //	平成24年 8月20日	29名
第3回 //	平成24年 9月18日	26名
第4回 //	平成24年10月29日	26名
第5回 //	平成24年12月14日	28名
第6回 //	平成25年 3月12日	28名

- 指導監査の対象となった社会福祉法人の了解を得たうえで、県が実施する指導監査に、市担当職員が立会いました。
  - ・実施期間 平成24年6月～25年1月 14市の担当者が参加
- 次のとおり業務引継ぎのため、ブロック別に打ち合わせを行いました。

開催日	開催場所	対象市名
平成25年2月13日	いなべ市役所	いなべ市
平成25年2月18日	四日市庁舎	四日市市・桑名市
平成25年2月19日	鈴鹿庁舎	亀山市・鈴鹿市
平成25年2月20日	松阪庁舎	松阪市・伊勢市
平成25年2月21日	伊賀庁舎	名張市・伊賀市
平成25年2月22日	尾鷲庁舎	尾鷲市・熊野市
平成25年2月25日	志摩庁舎	志摩市・鳥羽市
平成25年2月28日	県庁	津市

(参考)

平成25年4月以降の所轄庁ごとの社会福祉法人及び社会福祉施設数

所轄庁	所轄社会福祉法人数	所轄社会福祉施設数
津市	43	—
四日市市	30	—
伊勢市	23	—
松阪市	26	—
桑名市	18	—
鈴鹿市	31	—
名張市	7	—
尾鷲市	2	—
亀山市	9	—
鳥羽市	3	—
熊野市	5	—
いなべ市	8	—
志摩市	3	—
伊賀市	8	—
県	86	830
国	7	—
計	309	830

- (注) 1 社会福祉法人数は、平成25年4月1日現在  
2 社会福祉施設数は、平成24年4月1日現在  
3 国・県・市の指導監督となる社会福祉法人が運営する社会福祉施設  
830施設の指導監査は、平成25年度以降も県が実施します。



## 2 介護保険事業者

### (1) 介護保険事業者の指導及び監査

「平成24年度介護保険サービス事業者等指導実施方針」に基づき、介護保険施設・事業所の実地指導を実施するとともに、不適切な介護サービスの提供や介護給付費請求の事務処理に誤りがあった施設・事業所に対しては指導を行い、その改善を図りました。

また、国の通知に基づき、平成20年度から5年間で、全ての営利法人に対して監査を実施しました。

さらに、事業運営等について不正が疑われる事業所に対しては随時に監査を実施し、必要な場合は介護保険法に基づく改善勧告を行うとともに、行政処分が相当とされた事業者については、関係事業課に報告しました。

なお、全ての介護保険事業者に対して、地区別に集団指導（講習会）を実施し、法令遵守等に関する指導を行いました。

（平成24年度指導・監査実施方針の重点項目）

- ① 法令遵守の状況（人員・運営基準等に基づき運営され、適正な介護報酬の請求が行われているか等）
- ② サービスの質の確保・向上（個々の計画に沿ったサービスの提供・身体拘束の原則禁止・利用者等への説明責任・苦情への対応等が適切に行われているか等）
- ③ 危機管理への取組（防災対策及び災害時の消火並びに避難・通報体制の確保、感染症の発生及びまん延の防止対策等が適切に行われているか等）

### (2) 実施状況

指導及び監査の実施状況は、次表のとおりです。

対象施設4,724施設のうち、91介護施設・事業所に実地指導を、営利法人の141事業所に実地監査を実施するとともに、36事業所に随時監査を実施しました。

また、集団指導（講習会）を4,378介護施設・事業所に対して実施し、法制度の周知を図りました。

なお、平成24年度は営利法人監査実施の最終年度に当たるため、実地に監査ができなかった880事業所に対し、書面による監査を実施しました。

表 4 指導及び監査の実施状況

指導・監査の種類	実施数	対象数
1 集団指導 (延4日)	4, 378	4, 724
2 実地指導		
(介護給付サービス事業)		
訪問介護事業所	4	203
訪問入浴介護事業所	0	21
訪問看護事業所	1	64
訪問リハビリテーション事業所	1	13
居宅療養管理指導事業所	0	28
通所介護事業所	14	342
通所リハビリテーション事業所	4	87
短期入所生活介護事業所	9	143
短期入所療養介護事業所	3	88
特定施設入居者生活介護事業所	1	22
福祉用具貸与事業所	0	13
特定福祉用具販売事業所	0	11
居宅介護支援事業所	8	326
介護老人福祉施設	7	115
介護老人保健施設	4	65
介護療養型医療施設	0	27
小計	56	1, 568
(予防給付サービス事業)		
訪問介護事業所	4	196
訪問入浴介護事業所	0	18
訪問看護事業所	1	60
訪問リハビリテーション事業所	0	11
居宅療養管理指導事業所	0	28
通所介護事業所	14	335
通所リハビリテーション事業所	4	65
短期入所生活介護事業所	8	131
短期入所療養介護事業所	3	85
特定施設入居者生活介護事業所	1	18
福祉用具貸与事業所	0	12
特定福祉用具販売事業所	0	11
小計	35	970
計	91	2, 538

指導・監査の種類	実施数		対象数
	(実地)	(書面)	
3 営利法人監査 (介護給付サービス事業)			
訪問介護事業所	21	90	300
訪問入浴介護事業所	0	10	18
訪問看護事業所	3	21	31
訪問リハビリテーション事業所	0	0	0
居宅療養管理指導事業所	1	14	15
通所介護事業所	30	172	368
通所リハビリテーション事業所	0	0	0
短期入所生活介護事業所	3	5	12
短期入所療養介護事業所	0	0	0
特定施設入居者生活介護事業所	0	11	19
福祉用具貸与事業所	2	35	107
特定福祉用具販売事業所	2	41	113
居宅介護支援事業所	16	90	259
小計	78	489	1,242
(予防給付サービス事業)			
介護予防訪問介護事業所	21	89	289
介護予防訪問入浴介護事業所	0	10	17
介護予防訪問看護事業所	3	21	31
介護予防訪問リハビリテーション事業所	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導事業所	1	14	15
介護予防通所介護事業所	31	167	346
介護予防通所リハビリテーション事業所	0	0	0
介護予防短期入所生活介護事業所	3	6	12
介護予防短期入所療養介護事業所	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護事業所	0	10	18
介護予防福祉用具貸与事業所	2	34	104
特定介護予防福祉用具販売事業所	2	40	112
小計	63	391	944
計	141	880	2,186
4 随時監査			
訪問介護事業所	4		—
通所介護事業所	7		—
通所リハビリテーション	1		—
短期入所生活介護	2		—
短期入所療養介護	1		—
居宅介護支援事業所	4		—
介護老人福祉施設	1		—
介護老人保健施設	1		—
小計	21		—
介護予防訪問介護事業所	4		—
介護予防通所介護事業所	7		—
介護予防通所リハビリテーション	1		—
介護予防短期入所生活介護	2		—
介護予防短期入所療養介護	1		—
小計	15		—
計	36		—

(注) 「対象数」は年度当初の指定事業所数(事業実績のある「みなし事業所」を含む)です。

### (3) 実地指導結果

#### ① 介護給付サービス事業分

指導を実施した56介護施設・事業所のうち、50介護施設・事業所に301件の改善指示及び指導を行いました。主な内容は次のとおりです。

- ア 人員基準に関するもの 22件(7.3%)
- ・ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員の員数が基準を満たしていない。
  - ・ 医師、薬剤師の配置が基準を満たしていない。
- イ 運営基準に関するもの 221件(73.4%)
- ・ 重要事項説明書の説明、同意、交付が適切に行われていない。
  - ・ 心身の状況等の把握が不十分である。
  - ・ 計画の作成が適切でない。
  - ・ 計画の説明、同意が不十分である。
  - ・ 勤務体制が明確でない。
  - ・ 非常災害対策が不十分である。
  - ・ 秘密保持のための必要な措置を講じていない。
  - ・ 苦情処理の対応が不十分である。
- ウ 介護給付費の算定に関するもの 49件(16.3%)
- ・ 個別機能訓練加算の要件を一部満たしていない。
  - ・ サービス提供体制強化加算の取扱いが不十分である。
  - ・ 特定事業所加算の要件を満たしていない。
  - ・ 看護体制加算の算定が不適切である。

#### ② 予防給付サービス事業分

指導を実施した35介護事業所のうち、26介護事業所に146件の改善指示及び指導を行いました。主な内容は次のとおりです。

- ア 人員基準に関するもの 12件(8.2%)
- ・ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員の員数が基準を満たしていない。
- イ 運営基準に関するもの 81件(55.5%)
- ・ 運営規程に不備がある。
  - ・ 重要事項説明書の説明が不明瞭である。
  - ・ 心身の状況等の把握が不十分である。
  - ・ 勤務体制が明確でない。
  - ・ 非常災害対策が不十分である。
  - ・ 秘密保持のための必要な措置を講じていない。

- ・ 苦情処理の対応が不十分である。
- ウ 支援の方法に関する基準に関するもの 33件 (22.6%)
- ・ 計画の作成が適切でない。
  - ・ 計画の説明、同意が不十分である。
  - ・ 計画のモニタリング等が不十分である。
- エ 介護給付費の算定に関するもの 16件 (11.0%)
- ・ 運動器機能向上加算の取扱いが不十分である。

なお、平成24年度実地指導（営利法人監査を含む）による介護報酬の過誤調整（自主返還）額は、次のとおりです。

事業所数	過誤調整額（円）
19	23,215,595

（注）過誤調整額は、平成25年5月末までに確定した金額です。

指定介護保険施設・事業所実地指導の指摘項目

表5 介護給付サービス事業

指定施設・事業所	指摘項目	人員に関する基準	運営に関する基準	介護給付費の算定	その他	計
訪問介護事業所		2	7		—	9
訪問入浴介護事業所		—	—	—	—	—
訪問看護事業所		—	4	1	—	5
訪問リハビリテーション事業所		—	2	1	—	3
居宅療養管理指導事業所		—	—	—	—	—
通所介護事業所		9	94	6	1	110
通所リハビリテーション事業所		1	8	4	—	13
短期入所生活介護事業所		2	31	8	5	46
短期入所療養介護事業所		1	3	3	—	7
特定施設入居者生活介護事業所		—	5	—	—	5
福祉用具貸与事業所		—	—	—	—	—
特定福祉用具販売事業所		—	—	—	—	—
居宅介護支援事業所		2	21	5	—	28
介護老人福祉施設		2	29	12	3	46
介護老人保健施設		3	17	9	—	29
介護療養型医療施設		—	—	—	—	—
計						
〔 実施 56施設・事業所 〕		22	221	49	9	301
〔 指摘 50施設・事業所 〕		7.3%	73.4%	16.3%	3.0%	100.0%

表6 予防給付サービス事業

指定施設・事業所	指摘項目	人員基準関係	運営基準関係	支援基準関係	給付費の算定	その他	計
訪問介護事業所		2	7	—	—	—	9
訪問入浴介護事業所		—	—	—	—	—	—
訪問看護事業所		—	2	2	1	—	5
訪問リハビリテーション事業所		—	—	—	—	—	—
居宅療養管理指導事業所		—	—	—	—	—	—
通所介護事業所		9	58	24	9	1	101
通所リハビリテーション事業所		—	3	3	1	1	8
短期入所生活介護事業所		1	8	4	3	2	18
短期入所療養介護事業所		—	3	—	2	—	5
特定施設入居者生活介護事業所		—	—	—	—	—	—
福祉用具貸与事業所		—	—	—	—	—	—
特定福祉用具販売事業所		—	—	—	—	—	—
計							
〔 実施 35施設・事業所 〕		12	81	33	16	4	146
〔 指摘 26施設・事業所 〕		8.2%	55.5%	22.6%	11.0%	2.7%	100.0%

#### (4) 営利法人への実地監査結果

##### ① 介護給付サービス事業分

営利法人への実地監査を実施した78介護事業所のうち、73介護事業所に423件の改善指摘を行いました。主な内容は、次のとおりです。

##### ア 人員基準に関するもの 41件(9.7%)

- ・ サービス提供責任者が適切に配置されていない。
- ・ 訪問介護員の員数が基準を満たしていない。
- ・ 生活相談員、看護職員、介護職員の員数が基準を満たしていない。

##### イ 運営基準に関するもの 343件(81.1%)

- ・ 重要事項説明書の説明、同意、交付が適切に行われていない。
- ・ 受給資格等の確認をしていない。
- ・ 心身の状況等の把握が不十分である。
- ・ 計画の作成が適切でない。
- ・ 計画の説明、同意、交付が不十分である。
- ・ サービス担当者会議の開催、専門的意見の聴取に不備がある。
- ・ 勤務体制が明確でない。
- ・ 非常災害対策が不十分である。
- ・ 秘密保持のための必要な措置を講じていない。
- ・ 苦情処理の対応が不十分である。
- ・ 事故対応が不十分である。

##### ウ 介護給付費の算定に関するもの 32件(7.6%)

- ・ 通院等乗降介助の扱いに不備がある。
- ・ 個別機能訓練加算の要件を一部満たしていない。

##### ② 予防給付サービス事業分

営利法人への実地監査を実施した63介護事業所のうち、47介護事業所に213件の改善指摘を行いました。主な内容は、次のとおりです。

##### ア 人員基準に関するもの 23件(10.8%)

- ・ サービス提供責任者が適切に配置されていない。
- ・ 訪問介護員の員数が基準を満たしていない。
- ・ 生活相談員、看護職員、介護職員の員数が基準を満たしていない。

##### イ 運営基準に関するもの 129件(60.6%)

- ・ 重要事項説明書の説明、同意、交付が適切に行われていない。

- ・ 運営規程に不備がある。
- ・ 心身の状況等の把握が不十分である。
- ・ 勤務体制が明確でない。
- ・ 非常災害対策が不十分である。
- ・ 秘密保持のための必要な措置を講じていない。
- ・ 苦情処理の対応が不十分である。
- ・ 事故対応が不十分である。

ウ 支援の方法に関する基準に関するもの 52件 (24.4%)

- ・ 計画の作成が適切でない。
- ・ 計画の説明、同意が不十分である。
- ・ 計画のモニタリング等が不十分である。

エ 介護給付費の算定に関するもの 7件 (3.3%)

- ・ 運動器機能向上加算の取扱いが不十分である。

指定介護保険施設・事業所営利法人監査（実地）の指摘項目

表7 介護給付サービス事業

指定施設・事業所 / 指摘項目	人員に関する基準	運営に関する基準	介護給付費の算定	その他	計
訪問介護事業所	17	95	6	2	120
訪問入浴介護事業所	—	—	—	—	—
訪問看護事業所	—	6	1	—	7
訪問リハビリテーション事業所	—	—	—	—	—
居宅療養管理指導事業所	—	—	—	—	—
通所介護事業所	17	149	7	1	174
通所リハビリテーション事業所	—	—	—	—	—
短期入所生活介護事業所	4	10	2	2	18
短期入所療養介護事業所	—	—	—	—	—
特定施設入居者生活介護事業所	—	—	—	—	—
福祉用具貸与事業所	—	6	—	—	6
特定福祉用具販売事業所	—	3	—	—	3
居宅介護支援事業所	3	74	16	2	95
計					
〔 実施 78施設・事業所 〕	41	343	32	7	423
〔 指摘 73施設・事業所 〕	9.7%	81.1%	7.6%	1.6%	100.0%



表8 予防給付サービス事業

指摘項目 指定施設・事業所	人員基 準関係	運営基 準関係	支援基 準関係	給付費 の算定	その他	計
訪問介護事業所	9	30	24	—	1	64
訪問入浴介護事業所	—	—	—	—	—	—
訪問看護事業所	—	6	—	—	—	6
訪問リハビリテーション事業所	—	—	—	—	—	—
居宅療養管理指導事業所	—	—	—	—	—	—
通所介護事業所	10	80	27	5	—	122
通所リハビリテーション事業所	—	—	—	—	—	—
短期入所生活介護事業所	4	5	1	2	1	13
短期入所療養介護事業所	—	—	—	—	—	—
特定施設入居者生活介護事業所	—	—	—	—	—	—
福祉用具貸与事業所	—	5	—	—	—	5
特定福祉用具販売事業所	—	3	—	—	—	3
計						
〔 実施 63施設・事業所 指摘 47施設・事業所 〕	23 10.8%	129 60.6%	52 24.4%	7 3.3%	2 0.9%	213 100.0%

(5) 営利法人への書面監査結果

① 介護給付サービス事業分

営利法人への書面監査を実施した489介護事業所のうち、171介護事業所に252件の改善指摘を行いました。主な内容は、次のとおりです。

ア 人員基準に関するもの 58件(23.0%)

- ・ サービス提供責任者が適切に配置されていない。
- ・ 訪問介護員の員数が基準を満たしていない。
- ・ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員の員数が基準を満たしていない。
- ・ 介護支援専門員の員数が基準を満たしていない。

イ 運営基準に関するもの 189件(75.0%)

- ・ 重要事項説明書の説明、同意、交付が適切に行われていない。
- ・ 計画の交付が不十分である。
- ・ 運営規程に不備がある。
- ・ 勤務体制が明確でない。
- ・ 定員を遵守していない。
- ・ 非常災害対策が不十分である。

- ・ 他事業と会計を区分していない。
- ウ 介護給付費の算定に関するもの 1件(0.4%)
- ・ サービス提供責任者が2級ヘルパーである場合の算定に誤りがある。
- ② 予防給付サービス事業分
- 営利法人への書面監査を実施した391介護事業所のうち、137介護事業所に215件の改善指摘を行いました。主な内容は、次のとおりです。
- ア 人員基準に関するもの 44件(20.5%)
- ・ サービス提供責任者が適切に配置されていない。
  - ・ 訪問介護員の員数が基準を満たしていない。
  - ・ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員の員数が基準を満たしていない。
- イ 運営基準に関するもの 149件(69.3%)
- ・ 重要事項説明書の説明、同意、交付が適切に行われていない。
  - ・ 運営規程に不備がある。
  - ・ 勤務体制が明確でない。
  - ・ 定員を遵守していない。
  - ・ 非常災害対策が不十分である。
  - ・ 他事業と会計を区分していない。
- ウ 支援の方法に関する基準に関するもの 17件(7.9%)
- ・ 計画の交付が不十分である。
  - ・ 計画のモニタリング等が不十分である。
- エ 介護給付費の算定に関するもの 1件(0.4%)
- ・ サービス提供責任者が2級ヘルパーである場合の算定に誤りがある。

指定介護保険施設・事業所営利法人監査（書面）の指摘項目

表9 介護給付サービス事業

指定施設・事業所	指摘項目	人員に関する基準	運営に関する基準	介護給付費の算定	その他	計
訪問介護事業所		9	19	1	—	29
訪問入浴介護事業所		—	6	—	—	6
訪問看護事業所		2	6	—	—	8
訪問リハビリテーション事業所		—	—	—	—	—
居宅療養管理指導事業所		—	4	—	1	5
通所介護事業所		32	98	—	1	131
通所リハビリテーション事業所		—	—	—	—	—
短期入所生活介護事業所		—	4	—	—	4
短期入所療養介護事業所		—	—	—	—	—
特定施設入居者生活介護事業所		3	4	—	—	7
福祉用具貸与事業所		2	19	—	1	22
特定福祉用具販売事業所		—	13	—	1	14
居宅介護支援事業所		10	16	—	—	26
計						
〔実施 489施設・事業所〕		58	189	1	4	252
〔指摘 171施設・事業所〕		23.0%	75.0%	0.4%	1.6%	100.0%

表10 予防給付サービス事業

指定施設・事業所	指摘項目	人員基準関係	運営基準関係	支援基準関係	給付費の算定	その他	計
訪問介護事業所		8	17	2	1	—	28
訪問入浴介護事業所		—	—	—	—	—	—
訪問看護事業所		1	6	—	—	—	7
訪問リハビリテーション事業所		—	—	—	—	—	—
居宅療養管理指導事業所		—	4	—	—	1	5
通所介護事業所		32	86	13	—	1	132
通所リハビリテーション事業所		—	—	—	—	—	—
短期入所生活介護事業所		—	4	—	—	—	4
短期入所療養介護事業所		—	—	—	—	—	—
特定施設入居者生活介護事業所		3	5	—	—	—	8
福祉用具貸与事業所		—	15	1	—	1	17
特定福祉用具販売事業所		—	12	1	—	1	14
計							
〔実施 391施設・事業所〕		44	149	17	1	4	215
〔指摘 137施設・事業所〕		20.5%	69.3%	7.9%	0.4%	1.9%	100.0%

## (6) 随時監査結果

事業運営に不正等が疑われた14事業者の36介護事業所に随時監査を実施し、そのうち28介護事業所に対して201件の改善指摘を行いました。

このうち、7介護事業所に改善勧告を行いました。

改善勧告及び改善指摘を行った主な内容は次のとおりです。

### (勧告事項)

- ・ 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の内容について、担当者に専門的な見地からの意見を求め、その内容を記録すること。
- ・ 書類整備、計画作成等について、管理者が事業所を適切に管理しているとはいえない状況にあるので、改善すること。
- ・ 管理者及び専任の常勤医師1名以上を配置すること。
- ・ 指定を受けた事業所所在地で事業を行うこと。

### (指摘事項)

- ・ 特定事業所集中減算について、所定の手続きが行われていない。
- ・ 常勤の介護支援専門員が配置されていない。

また、随時監査の結果、行政処分が相当とされた2事業者の2介護事業所に対し、下記のとおり業務停止、指定取消の行政処分が行われ、併せて1介護事業所に介護報酬の返還を求めました。

### 行政処分事業者一覧

事業者名	事業種類	事業所名	処分日及び内容
株式会社グリーンタウン呼吸嚥下ケアプランニング	訪問介護	訪問介護ステーションみえ	平成24年8月1日 業務停止(1ヶ月)
株式会社アクティブ・スマイル	訪問介護	ヘルパーステーションすまいる	平成24年9月25日 指定取消

また、平成24年度監査による介護報酬の返還額は、次のとおりです。

事業所数	返還額(円)
1	4,075,130

(注) 返還額は、平成25年5月末までに確定した金額で、40%の加算額を含み

ます。

なお、平成24年度監査（営利法人監査を除く）による介護報酬の過誤調整（自主返還）額は、次のとおりです。

事業所数	返還額（円）
4	3, 277, 368

（注）返還額は、平成25年5月末までに確定した金額です。

### 3 障害福祉サービス事業者

#### (1) 事業者の实地指導及び監査

「平成24年度障害福祉サービス事業者等指導実施方針」に基づき、障害福祉サービス事業所の实地指導を実施するとともに、不適切なサービスの提供や支援費の請求があった事業者には指導を行い、改善を図りました。

#### (2) 実施状況

1, 249指定施設・事業所のうち60施設・事業所に实地指導を実施しました。また、集団指導（講習会）を1, 002施設・事業所に対して実施し、法制度の周知を図りました。

表 11 实地指導等の実施状況

指導・監査の種類	実施数	対象数
1 集団指導	1, 002	1, 249
2 实地指導		
居宅介護事業所	7	268
重度訪問介護事業所	6	199
同行援護事業所	3	87
行動援護事業所	0	19
短期入所事業所	4	62
重度障害者等包括支援事業所	0	1
療養介護事業所	0	5
生活介護事業所	8	129
自立訓練（機能訓練）事業所	0	4
自立訓練（生活訓練）事業所	2	11
就労移行支援事業所	1	17
就労継続支援（A型）事業所	2	21
就労継続支援（B型）事業所	9	142
障害者支援施設	4	41
共同生活介護事業所	4	62
共同生活援助事業所	4	75
地域移行支援事業所	0	27
地域定着支援事業所	0	27
児童発達支援事業所	2	21
医療型児童発達支援事業所	0	0
放課後等デイサービス	3	21
保育所等訪問介護	0	1
福祉型障害児入所施設	1	4
医療型障害児入所施設	0	5
計	60	1, 249

(注) 「対象数」は年度当初の指定事業所数です。

### (3) 実地指導結果

実地指導を実施した60施設・事業所のうち、47施設・事業所に329件の指摘を行いました。

主な内容は次のとおりです。

- ア 人員に関する基準に関するもの 26件(7.9%)
- ・ 従業員の員数が基準を満たしていない。
- イ 運営に関する基準に関するもの 263件(79.9%)
- ・ 内容及び手続きの説明、同意が適切に行われていない。
  - ・ 心身の状況等の把握が不十分である。
  - ・ サービス提供の記録が不十分である。
  - ・ 計画の作成が適切でない。
  - ・ 勤務体制が明確でない。
  - ・ 非常災害対策が不十分である。
  - ・ 衛生管理が不十分である。
  - ・ 秘密保持のための必要な措置を講じていない。
  - ・ 苦情処理の対応が不十分である。
- ウ 介護給付費等の算定に関するもの 36件(10.9%)
- ・ サービス提供職員欠如減算を行っていない。
  - ・ 計画未作成減算を行っていない。
  - ・ 欠席時対応加算の対応内容が不十分である。

なお、平成24年度実地指導による介護給付費等の過誤調整(自主返還)額は、次のとおりです。

事業所数	過誤調整額(円)
6	9,708,011

(注) 過誤調整額は、平成25年5月末までに確定した金額です。

指定障害福祉サービス事業者等実地指導の指摘項目

表 12 障害福祉サービス事業

指定施設・事業所	指摘項目	人員に関する基準	運営に関する基準	給付費等の算定	その他	計
居宅介護事業所		5	29	1	—	35
重度訪問介護事業所		2	5	—	—	7
同行援護事業所		4	6	—	—	10
短期入所事業所		—	6	—	—	6
生活介護事業所		1	24	8	3	36
自立訓練（生活訓練）事業所		—	9	—	—	9
就労移行支援事業所		—	2	—	—	2
就労継続支援（A型）事業所		1	20	3	—	24
就労継続支援（B型）事業所		3	52	13	1	69
障害者支援施設		—	5	1	—	6
共同生活介護事業所		—	30	2	—	32
共同生活援助事業所		2	14	3	—	19
児童発達支援事業所		4	28	2	—	34
放課後等デイサービス事業所		4	31	3	—	38
福祉型障害児入所施設		—	2	—	—	2
計						
〔 実施 60施設・事業所 〕		26	263	36	4	329
〔 指摘 47施設・事業所 〕		7.9%	79.9%	10.9%	1.3%	100.0%



#### 4 行政監査

##### (1) 福祉事務所、市町等の監査

社会福祉法、児童福祉法及び「平成24年度福祉行政指導監査実施方針」により、児童・高齢者・障がい者等の福祉行政について行政監査を実施し、改善を図りました。

##### (2) 実施状況

区 分	実 施 数	対 象 数
県保健福祉事務所（福祉事務所）	0	5
児童相談所	0	5
市町福祉行政	2	29

##### (3) 指摘事項

###### ① 市町福祉行政

###### ア 児童福祉行政関係

監査を実施した2町のうち、1町に2件の指摘を行いました。  
主な内容は次のとおりです。

- i 要保護児童等の把握 1件（50.0%）
- ii 保育の実施事務処理状況 1件（50.0%）

###### イ 高齢者福祉行政関係

監査を実施した2町のうち、1町1件の指摘を行いました。内容は次のとおりです。

- 適正な費用徴収事務の確保 1件（100.0%）

###### ウ 身体障がい者・知的障がい者福祉行政関係

2町に監査を実施しましたが、指摘事項はありませんでした。

表13 市町行政監査の指摘項目及び件数

市 町	指摘項目	事務処理体制の状況	要保育児童の把握	保育の実施事務処理	保育所運営費の事務	その他	計
児童福祉行政 実施2町 (指摘1町)		0 —	1 50.0%	1 50.0%	0 —	0 —	2 100.0%

市 町	指摘項目	実施体制の確保	適正な入所措置事務等の確保	適正な費用徴収事務の確保	計
高齢者福祉行政 実施2町 (指摘1町)		0 —	0 —	1 100.0%	1 100.0%
障害者福祉行政 実施2町 (指摘0町)		0 —	0 —	0 —	0 —

## 5 その他

社会福祉法人、社会福祉施設の役職員の資質向上等を図ることを目的に、次の研修（指導）を実施しました。

研修会名	日数	対象法人	参加法人数	参加率
社会福祉法人役員 及び幹部職員研修会	1	304	286	94.1%

(注)対象法人数には、24年度中に設立された法人数を含んでいます。